

神戸市週休2日の推進に係る実施要領（土木・造園工事）

令和2年3月13日土木技術管理委員会決定

最終改訂 令和7年10月1日

1. 取り扱い

週休2日の推進に係る実施要領（以下「本要領」という。）は、神戸市が発注する土木・造園工事において、週休2日を推進する取組みについて取りまとめたものである。

2. 対象工事

令和7年10月1日以降に発注する全ての土木・造園工事。

（単価適用日：令和7年10月1日以降）

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）当初設計の段階において対象期間（本要領3.（2）参照）が30日未満の工事
※工事完了後に工期短縮により30日未満となった場合であっても、引き続き対象工事として扱うものとする。
- （2）単価契約工事等の成績評価対象外の工事
- （3）災害復旧工事のうち発注者が対象外として指定するもの
※対象外として発注した災害復旧工事であっても、受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。なお、受発注者協議は、現場着手前に行うものとし、現場着手後の変更は認めない。

3. 定義

（1）休日（現場閉所）

休日とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場や現場事務所での事務作業も含めて1日を通して当該工事に関する作業を行っていない日を指す。

ただし、現場事務所を現地に設けず、請負人の管理施設（本社、支社及び営業所など、以下「本社等」という。）が現場事務所機能を有する場合など、本社等において当該工事に関する作業を行う日は休日から除く。

（2）対象期間

現場着手日から現場完了日までを対象期間とする。

準備工期間、後片付け期間、年末年始（6日）・夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、一時中止期間、全部中止期間等は除く。

（3）週休2日工事

① 週単位の週休2日工事

対象期間において、全ての週で土日に限らず週に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

なお、やむを得ず週に2日の休日を確保できず、監督員と協議の上、翌週等に振替休日を設定した場合、週に2日間以上の現場閉所が認められない場合は未達成となる。

② 月単位の週休2日工事

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、やむを得ず週に2日の休日を確保できず、監督員と協議の上、翌月以降に振替休日を設定した場合、月単位の現場閉所率で4週8休以上と認められない場合は

未達成となる。

③通期の週休 2 日工事

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4. 週休 2 日工事達成の確認方法

請負人は休日取得計画・実績表（様式 1）を作成し、現場完了日以降、監督員に提出する。

監督員は次の算出式により現場閉所率を算出する。なお、月の対象期間が 7 日未満の場合は、月単位の現場閉所率の確認の対象外とする。

週単位の週休 2 日工事については、対象期間内の全ての週における 2 日間以上の休日確保（現場閉所）を確認する。現場着手日や現場完了日が週の途中となる場合は、その週は週単位の週休 2 日達成の確認の対象外とする。

① 月単位の現場閉所率

$$\text{現場閉所率（\%）} = \frac{\text{各月の休日数（日）}}{\text{対象期間の各月（日）}}$$

② 通期の現場閉所率

$$\text{現場閉所率（\%）} = \frac{\text{休日数（日）}}{\text{対象期間（日）}}$$

※現場閉所率（%）の値は、小数点以下第 2 位を切捨て 1 位止めとする。

月単位及び通期については現場閉所率により、次の区分に分類する。

現場閉所率	区分	週休 2 日工事の取扱
28.5%以上	4 週 8 休	達成
28.5%未満	未達	未達成

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※週単位の週休 2 日は、月単位の 4 週 8 休以上を達成していることを前提とする。

※月単位の 4 週 8 休は、通期の 4 週 8 休以上を達成していることを前提とする。

※月単位の閉所率が 28.5%に満たない月であっても、その月の暦上の土曜日・日曜日の日数以上に休日を確保（現場閉所）している場合は、4 週 8 休以上を達成しているとみなす。

【(例) 対象期間中のある月の日数が 30 日で休日数が 8 日の場合】

$$\text{○現場閉所率} = 8 \div 30 = 26.6\% < 28.5\%$$

⇒その月の暦上の土曜日・日曜日の日数が 8 日の場合、8 日以上の日数を確保していれば、4 週 8 休以上を達成しているとみなす

※現場着手日や現場完了日が月の途中となる場合の月単位の閉所率については、現場着手月の現場着手日以降や現場完了月の現場完了日以前の暦上の土曜日・日曜日の日数以上に休日を確保（現場閉所）している場合は、4 週 8 休以上を達成しているとみなす。

ケース 1：月単位の閉所率算出において、月末に現場着手日がある事例

【(例) 6月22日(月)が現場着手日、6月27日(土)・28日(日)が休日の場合】

○6月現場閉所率＝2日／9日＝22.2% < 28.5%

⇒現場着手月(6月)の現場着手日(6月22日)以降の暦上の土曜日・日曜日の日数は6月27日(土)と28日(日)の2日なので、2日以上の日曜日を確保していれば4週8休以上を達成しているとみなす

ケース 2：月単位の閉所率算出において、月初に現場完了日がある事例

【(例) 3月8日(月)が現場完了日、3月6日(土)・7日(日)が休日の場合】

○3月現場閉所率＝2日／8日＝25.0% < 28.5%

⇒現場完了月(3月)の現場完了日(3月8日)以前の暦上の土曜日・日曜日の日数は3月6日(土)と7日(日)の2日なので、2日以上の日曜日を確保していれば4週8休以上を達成しているとみなす

5. 工事成績評定

週休2日工事(週単位、月単位、または通期)を達成した工事では、工事成績評定において次の加点を行う。

なお、週休2日が未達成の場合でも、減点措置は行わないこととする。

- (1) 担当監督員評定(考査項目別運用表 別紙-1 2. 施工状況 II. 工程管理)
下記1項目で「適」とする。

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行っている。

- (2) 主任監督員評定(考査項目別運用表 別紙-2 2. 施工状況 II. 工程管理)
下記2項目で評価する。

☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。※

※ 工程管理に係る「インフラ DX の取組(デジタルツールやシステム活用など)」、「社員教育」及び「PR 活動」等の他の模範となるような取組を併せて実施した場合に評価する。

6. 経費補正

経費は、当初設計において週単位の週休2日(ただし、港湾工事4工種は月単位の週休2日)の補正係数で計上し発注する。工事完了後は、設計変更で週単位及び月単位の達成状況(ただし、港湾工事4工種は月単位の週休2日)に応じた補正係数を用いて、経費補正を行う。

対象外として発注した災害復旧工事において週休2日工事を実施した場合は、設計変更で週単位及び月単位の達成状況(ただし、港湾工事4工種は月単位の週休2日)に応じた補正係数を用いて経費補正を行う。

※経費補正係数は、別紙を参照すること。

※設計変更時に用いる経費補正係数は、当初設計時における単価適用年月日の経費補正係数を用いる。

※港湾工事4工種：港湾浚渫工事、港湾構造物工事、防舷材、電気防食工事、海岸工事（港湾工事）をいう。

7. 達成するための取組み

(1) 週休2日工事の取組みの確認

請負人は、施工計画書に法定休日・所定休日及び週休2日を確保するための取組みを記載する。

監督員は、現場着手前に施工計画書等により、週休2日工事に取り組んでいるか確認する。

(2) 休日取得計画の確認

請負人は、休日取得計画・実績表（様式1）を月単位で作成し、休日取得計画を監督員に提示する。初回は現場着手前とする。それ以降は、翌月の作業開始までに行うものとする。これにより、双方は休日取得計画を確認する。

(3) 監督員の対応

監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

(4) 週休2日工事の取組の現場掲示

請負人は週休2日工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。また、休日の取得状況がわかるものとして休日取得計画・実績表を併せて掲示する。

記載例

週休2日工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

(5) 変更協議

週休2日の休日取得計画に変更が発生する場合、または設計変更により工期が変更となる場合、請負人及び監督員は変更計画工程表により休日取得計画を確認する。

なお、週休2日工事を達成するための工期変更は行わない。

(6) 休日取得状況の確認

監督員及び請負人は休日取得計画・実績表（様式1）により休日取得状況を毎月確認する。現場完了日以降は、本要領「4. 週休2日工事達成の確認方法」に基づく。

8. 週休2日工事を達成した工事の取扱い

週休2日工事の達成状況について、工事成績評定通知書に記載する。

記載事項は、区分（対象外、4週8休、未達）とする。週単位の週休2日達成の場合も「4週8休」とする。

9. 疑義の処理

本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

様式 1

休日取得計画・実績表

発注者名	
工事件名	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負人名	

令和 年 月

提出日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得 計画	休日取得 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				

※休日取得計画欄には休日を取得する予定の日に「○」を、実績欄には休日を取得した日に「○」を記入してください。ただし、下記は対象期間から除きます。

準備工期間、後片付け期間、年末年始（6日）・夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間
一時または全部中止期間等